

私費外国人留学生緊急給付金（新型コロナウイルス感染症対応）

本給付金は、勉学意欲があるにも関わらず、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、家族からの十分な経済的支援（仕送り）を受けることができない、私費外国人留学生への生活費支援を目的としています。下記の日程で、本給付金の募集をいたしますので対象となる方は、期間内に申請手続きをしてください。

※春学期に本給付金を受給した方も再度、秋学期に申請することが可能です。

願書受付期間：2022 年 11 月 1 日（火）～ 11 月 18 日（金）

■対象者

下記、①～⑤の全てに該当する場合に本制度の対象となります。（※過年次生についても申請が可能です。）

①	在留カードによる在留資格が「留学」であること
②	本給付金申請時の学籍が「在籍（休学の者は除く）」または「留学」であること ただし、「留学」の者については、下記③の条件を問わないこととする
③	2022 年度は 2022 年 10 月 18 日までに入国しており、本給付金申請時の居住地が日本国内にあること
④	仕送りが平均月額 90,000 円以下であること（入学金・授業料等は左記の仕送り額に含まない）
⑤	2022 年度秋学期の履修登録をしていること ※ただし、卒業要件単位をすでに取得している 4 年次生に限っては秋学期の履修登録単位数が 0 でも出願を可とする

■給付額（※1 回限り給付）

対象学生	給付額
私費外国人留学生で 2022 年度において 10 月の居住地が日本国内である者	100,000 円

※休学期間については居住地が日本であった場合でも支援対象外

■提出書類

<全員提出>	
①	申請書（所定用紙：大学 web サイトからダウンロードのうえ、印刷してください。）
②	在留カードのコピー（表・裏を両面ともコピーしてください。）
③	仕送りを受けている場合、直近の仕送り額が分かる書類（通帳に仕送り額が記載されたページのコピー等） ※もし、仕送りを受けていない場合は、申請書にその旨を記入し、提出は不要とする。 ※日本語以外の書類の場合は、日本語訳を添付すること。
④	10 月に家賃を支払ったことが分かる書類（家賃の領収書等）、もしくは光熱費等を支払ったことが分かる書類（支払者が学生本人だと分かる水道代・電気代・ガス代いずれかの請求書・領収書のコピー） ※国民健康保険料の納付書でも可 ※携帯代の請求書・領収書は不可
⑤	【全員提出】：履修登録確認表 【卒業要件単位をすでに取得している 4 年次生のみ提出】：成績通知書 （いずれもポートヘボンからダウンロードのうえ、印刷してください。）※成績証明書は不可

■申請書類の交付方法

申請書は、学生部 Web サイト（奨学金サイト）よりダウンロードの上、各自で印刷してください。

○ダウンロード経路：「明治学院大学ホームページ」→「学生生活」→「学費・奨学金」→「奨学金」→「私費外国人留学生緊急給付金（新型コロナウイルス感染症対応）」

■申請書類の提出方法

申請書類は、下記の学生課宛に郵送もしくは窓口へ提出してください。

対象となる学生	所属校舎	郵送先
文・経済・社会・法・心理学部の1・2年次生 国際学部生（全学年）	横浜学生課 （横浜校舎）	〒244-8539 神奈川県横浜市戸塚区上倉田町 1518 明治学院大学 横浜学生課 奨学金担当
文・経済・社会・法・心理学部の3年次生以上	白金学生課 （白金校舎）	〒108-8636 東京都港区白金台 1-2-37 明治学院大学 学生課 奨学金担当

※封筒の表面に「私費外国人留学生緊急給付金 申請書類 在中」と朱書きしてください。

■提出期限

2022年11月18日（金）まで ※必着

■審査

提出書類に基づいて審査を行い判定します。

※申告内容の虚偽が判明した場合、支給した給付金を返還いただく場合があります。

■採用者発表

2022年12月7日（水）（予定）※採否についてはポートヘボンを通じてお知らせいたします。

■給付日

2022年12月23日（金）（予定）

ご相談・ご質問等については、下記へご連絡をお願いします。

【1-2年生、国際学部生】横浜学生課（045-863-2029）gakuseiy@mguad.meijigakuin.ac.jp

【3-4年生(国際学部生以外)】白金学生課（03-5421-5157）gakusei@mguad.meijigakuin.ac.jp

※メールで問い合わせいただく際には、メール本文に学籍番号をご記入ください。

2022年11月1日 明治学院大学 学生部